

業務の運営に関する規程

株式会社フジアウトソーシング

第1 求 人

- 1 本所は、下記取扱職種の範囲等に記載されている職業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、下記取扱職種の範囲等に記載されている職業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇の又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 4 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、下記取扱職種の範囲等に記載されている職業です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

株式会社フジアウトソーシング 取扱職種の範囲

取扱地域の範囲	日本国内
---------	------

2021 年 7 月 1 日

株式会社フジアウトソーシング
代表取締役 藤原 佳子

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 期間の定めのない 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、当該求職者の想定年収額の35% までとする。
	成功報酬 期間の定めのある雇 用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、当該求職者の想定年収額の35%ま でとする。
	手数料負担者は求人者とする。	
求人の充足を容易にするための求人者に対 する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合における、当該求職者の想定年収額の35% までとする。
	手数料負担者は求人者とする。	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日当たり	なし
	成功報酬	職業紹介が成功した場合における、当該求職者の想定年収額の35% までとする。
	手数料負担者は求人者とする。	
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合における、当該求職者の想定年収額の35% までとする。
	手数料負担者は関係雇用主とする。	

※求職者からは手数料を徴収いたしません。また、上記手数料は消費税が含まれておりません。

事業所の名称	株式会社フジアウトソーシング
所在地	北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地24 第2山崎ビル7階
許可番号	有料職業紹介事業許可番号:01-ユ-300647

苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。		
苦情申出先	職業紹介責任者	藤原 伸哉
	連絡先電話番号	011-600-1755

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。※制度の詳細及び適用については各求人者との取引において、返戻制度を変更する場合がございます。

返戻条件	返戻割合(%)
1ヶ月未満の退職の場合	受領した紹介手数料の 50%
1ヶ月以上 3 カ月未満に退職した場合	受領した紹介手数料の 30%

2021 年 7 月 1 日
株式会社フジアウトソーシング
代表取締役 藤原 佳子